

指定区域一覧

施設名	指定日 県報登載番号	指定番号	指定する区域	埋立地の区分	埋立開始時期
鴨川市旧天津小湊町処分場	平成21年6月9日 千葉県報第12413号	一一一	鴨川市浜狹字門郷一八八番の一部並びに字奈良野三一四番一の一部、三一四番二の一部及び三一五番一の一部	規則第十二条の三十一第二号に掲げる埋立地	S53. 3
鋸南地区環境衛生組合宮本最終処分場		一一二	南房総市富浦町宮本字堂入二〇一番の一部、二〇二番の一部、二〇三番一の一部、二〇三番二の一部、二〇三番三の一部、二〇六番一の一部、二〇六番二の一部、二〇七番一の一部、二〇七番二の一部及び二二九番一の一部	施行令第十三条の二第一号に掲げる埋立地	S60. 4
松戸市小ナラ下最終処分場		一一三	松戸市千駄堀字向田一二番二、一七番一、一七番五から一七番七まで、一八番一、一八番二、一九番一、二〇番一、二〇番四、二〇番五、二一番五、二七番一、二八番一、三五番一及び四一番二並びに字小ナラ下六二番、六三番、六四番一、六四番二、六四番三、六四番四、七七番一から七七番五まで、七七番一〇、七八番から九二番まで、九三番一、九四番一、九五番二、九六番一、九七番一から九七番五まで、九八番から一〇三番まで、一〇四番一から一〇四番三まで、一〇五番一、一〇五番二、一〇六番一、一〇六番二、一〇七番一から一〇七番三まで、一〇八番、一〇九番一、一〇九番二、一一〇番から一一六番まで、一一七番一、一一七番二、一二〇番から一二五番まで、一二六番一、一二六番二、一二七番一から一二七番四まで、一二八番一及び一二八番五	規則第十二条の三十一第二号に掲げる埋立地	S51. 7
松戸市堂面処分場		一一四	松戸市千駄堀字向田一番一、二番一から二番三まで、三番一から三番五まで、四番、五番、六番二から六番五まで、一一番二、一一番三、一二番一、一二番八から一二番一〇まで及び一六番四、字小ナラ下九四番二、九五番一及び九六番二並びに字堂面一二九番一、一三〇番、一三一番、一三二番一、一三二番二、一三三番、一三四番一、一三四番二、一三六番一、一三六番二、一三七番、一三八番一、一三八番二、一三九番一、一三九番二、一四〇番一、一四〇番二、一四一番一から一四一番四まで、一四二番から一四七番まで、一四八番一から一四八番九まで、一四九番一から一四九番三まで、一五〇番一、一五六番一、一五七番一、一六二番一、一六二番二、一六二番五、一六三番一から一六三番六まで、一六四番一から一六四番三まで、一六四番六、一六四番七、一七〇番一から一七〇番三まで、一七〇番六から一七〇番九まで、一七一番一から一七一番六まで、一七二番、一七三番一及び一七三番二	令第十三条の二第二号に掲げる埋立地	S55. 3
香取市佐原ごみ埋立処分場	平成26年5月30日 千葉県報第12922号	一一五	香取市大崎字下男山一、九〇一番の一部	規則第十二条の三十一第二号に掲げる埋立地	S45. 4
勝浦市大森粗大ごみ捨場	平成29年8月4日 千葉県報第13247号	一一六	勝浦市大森字妙見山一、三八〇番一の一部	規則第十二条の三十一第二号に掲げる埋立地	S48. 5
南房総市白浜じん芥埋立地	平成30年11月26日 千葉県報第13381号	一一七	南房総市白浜町滝口字門越三、二三二番、三、二三三番一、三、二三三番二、三、二三四番一、三、二三四番二、三、二三六番から三、二三四四番まで、三、二四七番、三、二四八番、三、二九六番から三、三一一〇番まで、三、三三三番から三、三三七番まで、三、三四八番一、三、三四八番二及び三、三四九番の一部	規則第十二条の三十一第二号に掲げる埋立地	S51. 4
袖ヶ浦市久保田一般廃棄物最終処分場	令和元年5月31日 千葉県報第13432号	一一八	袖ヶ浦市久保田字神主谷一、四八九番の一部	規則第十二条の三十一第二号に掲げる埋立地	S46. 7
南房総市和田最終処分場	令和2年3月31日 千葉県報第13517号	一一九	南房総市和田町中三原字山田九六一番二の一部、九六四番二の一部、九六七番七の一部、一、〇〇四番二の一部、一、〇〇五番一の一部、一、〇〇六番の一部、一、〇〇七番の一部、一、〇二二番一の一部及び一、〇二二番二の一部	施行令第十三条の二第一号に掲げる埋立地	H10. 4
君津市清掃工場最終処分場	令和2年10月13日 千葉県報第13573号	一二十	君津市三直字大平一、三七〇番一の一部、字新関一、五五二番二の一部並びに字峰田一、三七二番、一、三七三番一、一、三七三番二、一、三七四番、一、三七五番の一部、一、三七六番、一、三七七番、一、三七九番一の一部、一、三七九番二、一、三七九番三、一、三八〇番一の一部、一、三八〇番二、一、三八三番一の一部、一、三八三番二、一、三八五番の一部、一、三八六番の一部、一、三八七番一、一、三八七番二、一、三八八番、一、三八八番二、一、三八九番、一、三九〇番、一、三九一番、一、三九一番二、一、三九二番、一、三九三番一、一、三九三番二、一、三九四番の一部、一、三九四番二及び一、三九五番一の一部	規則第十二条の三十一第二号に掲げる埋立地	S44
成田クリーンパーク	令和5年3月28日 千葉県報第13823号	一二十一	成田市十余字四本木七三番二七の一部、七三番二八の一部、七三番二九、七三番三〇の一部、七三番三四の一部、七三番五三の一部、七三番五七の一部、七三番五九の一部、七三番六三、七三番六四の一部、七三番七七の一部、七三番七八の一部及び七五番一の一部並びに小泉字仲定八四八番の一部及び八四八番二の一部	令第十三条の二第一号に掲げる埋立地	H1. 4
佐倉市一般廃棄物最終処分場	令和6年5月28日 千葉県報第13942号	一二十二	佐倉市小篠塚字大作原一、〇二三番二、一、〇二三番三、一、〇二三番四、一、〇二三番五、一、〇二三番一、一、〇二三番一三、一、〇二三番一四、一、〇二三番一五、一、〇二四番一、一、〇二五番一、一、〇二六番二、一、〇四〇番二、一、〇四〇番三、一、〇四二番三、一、〇四六番一、一、〇四六番三、一、〇四六番四及び一、〇四六番五並びに字荒立一、〇八五番四、一、〇九八番一、一、〇九八番一、一、〇九九番一、一、一〇〇番一、一、一〇〇番二、一、一〇一番一、一、一〇一番二、一、一〇二番一、一、一〇二番二、一、一〇三番、一、一〇四番一、一、一〇四番二、一、一〇五番一、一、一〇五番二、一、一〇五番三、一、一三一番、一、一三四番二、一、一三四番三、一、一三四番四及び一、一三四番五	令第十三条の二第一号に掲げる埋立地	S54. 4